

17消安第13309号  
平成18年3月27日

地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事  
北海道農政事務所長

} 殿  
(農林水産省) \*<sup>1</sup>消費・安全局長  
生産局長  
経営局長

### 農薬適正使用に係る指導の特別強化について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留農薬基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）が平成18年5月29日付けで施行されることを踏まえ、農林水産省では、これまでも、同制度に係る説明会、リスクコミュニケーション等の各地での開催、地域において取り組むべき農薬飛散影響防止対策のための体制整備及び農薬の飛散影響防止対策を取りまとめた通知（「農薬の飛散による周辺農地への影響防止対策について」（平成17年12月20日付け消費・安全局長、生産局長、経営局長通知。以下「三局長連名通知」という。））の発出、飛散防止対策の手引きの作成・配布等、制度の周知及び対策の徹底を図ってきたところである。

一方、ポジティブリスト制度の施行まで二ヶ月余りとなり、農業生産活動が本格化する時期を迎えるに当たり、生産現場においては、地域ごとの栽培体系に応じた農業者間における農薬使用の調整や指導等、よりきめの細やかな農家への指導の徹底が求められているところである。

このため、農林水産省においては、関係部局及び関係団体等で構成する農薬適正使用指導強化協議会を設置し、今後の指導体制や指導方法等についての検討を踏まえ、別紙のとおり「農薬適正使用に係る指導の特別強化について」を定め、指導の強化を図ることとしたので、御了知いただくとともに、（貴局内の農薬取締、病害虫防除指導、生産振興及び普及担当の行政部局、地方公共団体並びに関係団体等の間で相互の連携が図られるよう、特段の御配慮をお願いする。また、農家への指導の一層の徹底が図られるよう、（貴局管内各県）\*<sup>2</sup>に対し協力を要請するとともに、取組状況の把握に努められたい）\*<sup>3</sup>。

なお、（北海道知事及び）\*<sup>4</sup>関係団体には、別添のとおり通知しているので、申し添える。

#### 施行注意

- 1 \*1は、内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事あてに記載する。
- 2 \*2は、関東農政局長あてには「貴局管内各都県」、近畿農政局長あてには「貴局管内各府県」、内閣府沖縄総合事務局長あてには、「沖縄県」とする。
- 3 \*3は、北海道知事あてには「貴道におかれても、農家への指導の一層の徹底を図られたい」と、北海道農政事務所長あてには「貴所におかれても、北海道との連携を図られたい」とする。
- 4 \*4は、北海道農政事務所長あてに記載する。

17消安第13309号  
平成18年3月27日

別記 殿

農林水産省 消費・安全局長  
農林水産省 生産局長  
農林水産省 経営局長

### 農薬適正使用に係る指導の特別強化について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留農薬基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）が平成18年5月29日付けで施行されることを踏まえ、農林水産省では、これまでも、同制度に係る説明会、リスクコミュニケーション等の各地での開催、地域において取り組むべき農薬飛散影響防止対策のための体制整備及び農薬の飛散影響防止対策を取りまとめた通知（「農薬の飛散による周辺農地への影響防止対策について」（平成17年12月20日付け消費・安全局長、生産局長、経営局長通知。以下「三局長連名通知」という。））の発出、飛散防止対策の手引きの作成・配布等、制度の周知及び対策の徹底を図ってきたところです。

一方、ポジティブリスト制度の施行まで二ヶ月余りとなり、農業生産活動が本格化する時期を迎えるに当たり、生産現場においては、地域ごとの栽培体系に応じた農業者間における農薬使用の調整や指導等、よりきめの細やかな農家への指導の徹底が求められているところです。

このため、農林水産省においては、関係部局及び関係団体等で構成する農薬適正使用指導強化協議会を設置し、今後の指導体制や指導方法等についての検討を踏まえ、別紙のとおり「農薬適正使用に係る指導の特別強化について」を定め、指導の強化を図ることとしたので、御了知いただくとともに、特段の協力をお願いします。

なお、都道府県知事には、農政局等を通じ、別添のとおり通知しているので、申し添えます。

(別記)

独立行政法人農薬検査所理事長

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構理事長

社団法人日本植物防疫協会理事長

財団法人日本植物調節剤研究協会会长

社団法人農林水産航空協会会长

社団法人日本くん蒸技術協会会长

農薬工業会会长

全国農業協同組合連合会代表理事理事長

全国農業協同組合中央会会长

社団法人全国農業改良普及支援協会会长

全国農薬協同組合理事長

社団法人緑の安全推進協会会长

社団法人日本農業機械工業会会长

社団法人日本D I Y協会会长

日本チェーンストア協会会长

## 農薬適正使用に係る指導の特別強化について

### 1. 指導体制の強化

#### (1) 都道府県段階における取組の強化

- ① 三局長連名通知に基づき整備した都道府県の指導体制において、改めて農薬、病害虫防除指導、生産振興及び普及担当の行政部局、農業者団体等の連携強化を図り、地域ごとに巡回指導チームの編成、整備を促し、地域における積極的な指導を推進する。
- ② 地域組織ごとに編成する巡回指導チームの構成員に対して、ポジティブリスト制度、飛散防止対策等農業者への指導に必要な事項についての情報提供の充実を図り、地域における指導の徹底を図る。
- ③ 地域における巡回指導チームの活動状況を把握し、取組の弱い地域を中心の一層の取組強化を図る。

#### (2) 地域における指導体制の強化

- ① 三局長連名通知に基づき整備した地域組織において、病害虫防除所及び普及指導センターが中心となり、JAの農薬・防除指導担当及び各農作物の生産指導担当が連携して巡回指導チームを編成し、農業者を対象とした講習会の開催、巡回指導の実施等により積極的に農業者への周知・指導を進める。
- ② 地域組織においては、巡回指導チームを通じて、三局長連名通知の別紙の2の「個々の農業者が行う農薬の飛散影響防止対策等」について、改めて周知・指導を徹底する。
- ③ その際に、同対策の(2)の指導に当たっては、隣接するほ場に栽培されている農作物の組み合わせに応じて共通して使用可能な農薬に係る情報や農薬使用に当たってドリフト低減型ノズルを使用する等採用可能な飛散防止対策・技術に係る情報等具体的な情報を基にして、適切な農薬の選択や農薬の散布方法等についてのきめ細かな指導を行う。また、必要に応じ、隣接するほ場で農作物を作付けしている農業者間における使用農薬の種類や時期について調整や指導を行う。
- ④ 農業者からの相談に対して迅速に回答できるよう、各地域の普及指導センターとJAにおいて相談窓口を設置する。また、農業者に対し、当該相談窓口を設置したことを周知するとともに、ポジティブリスト制度の趣旨・内容、農作物ごとの飛散防止対策・技術、使用農薬の選択等について指導する。

### 2. 地域における相談に迅速に対応するネットワークの構築

インターネット等を活用し、各地域の指導機関（普及指導センターとJA等）と農薬適正使用指導強化協議会関係機関（(社)全国農業改良普及支援協会、全国農業協同組合連合会及び農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室をいう。以下同じ。）との間で情報の共有化を図るためにネットワークを構築する。

また、同ネットワークを活用し、各地域の指導機関に設置されている相談窓口において対応困難な相談や質問の農薬適正使用指導強化協議会関係機関への集約、農薬適正使用指導強化協議会関係機関における早急な回答の作成、各地域の指導機関への配付等迅速な対応を図る。